

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分及び矯正措置を行いました。

1 処分対象職員

1 所属	農政水産部・出先
2 職階	課長補佐級
3 年齢	58歳
4 性別	男性
5 事案の概要	令和3年10月から令和5年7月にかけて、県の業務受託会社の従業員に対し、性的な内容の発言を繰り返し行うほか、令和5年7月18日と同月20日、庁舎内で同従業員の臀部を触るセクシュアル・ハラスメント行為を行い、大きな精神的な苦痛を与えたもの。
6 処分の内容	令和5年12月21日から停職2月
7 処分の時期	令和5年12月20日

2 監督責任等

処分対象職員の所属長に対し、書面訓告の措置を同日付で行った。